

令和6年度 第2回川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会 次第

日 時 令和6年10月8日（火） 午後2時00分～

場 所 麻生市民館 第1会議室

次 第

1 開会

2 館長挨拶

3 議事

（1）令和6年度の主な事業・工事予定について

（2）令和6・7年度協議テーマの選定について

（3）その他

次回以降の予定

第3回 令和6年11・12月頃予定

第4回 令和7年2月15日（土）午後1時30分～

（市民自主企画提案会・選考委員会を同日に開催いたします。詳細については別途ご案内いたしますので、この日程でご予定くださいますようお願い申し上げます。）

令和6年度 麻生市民館 社会教育振興事業 実施計画

[illegible]

領域	事業名	事業内容	事業数 (予算)	実施計画												事業実施状況
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
3 市民学習・市民活動活性化学習事業	市民自主学級	市民と市民館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化する。	千円 1 (300)							新しい！ご隠居スタイルを目指して 9月18日～11月27日、全10回 ←→						
	市民自主企画事業	地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や、市民の交流・ネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と市民館が協働で実施する。	2 (160)		哲学風カフェあさお 5月～3月、月1～2回 ←→							みて、きいて、話そう、図書館のこと 11月30日～1月18日、全5回 ←→				
	市民エンパワメント事業	市民エンパワーメント研修	市民活動・ボランティアに関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。	1 (60)			障がい者支援ボランティア養成講座 6月23日～7月21日、全4回 ←→									
		市民講師活用事業	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。	1 (45)								俳句入門基礎講座 11月17日～3月16日、全5回 ←→				
		P T A活動研修	子どもの健やかな成長を支えるP T A活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区や麻生区の特色を生かしたP T A活動の活性化を図る。	1 (30)	4/13、5/21～6/11 5回 ←→								家庭教育学級報告会 ↔			
		生涯学習交流集会	いきいきとした麻生区の社会教育の展開に向けた、市民と職員による率直な意見交換を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。	1 (50)												3月9日に実施 ●
		地域の寺子屋事業に関する研修等（情報交換会等）	「地域の寺子屋事業に参画し、開設、運営等をコーディネートする市民の育成及び支援を目的とする研修等を実施する。	1 (一)						「寺子屋情報交換会」10月23 ●						
	表現・舞台活動支援事業	様々な手法による市民の主体的で自由な表現活動を振興し、地域に根差した市民の文化創造に資する。	- (-)													
	学習情報提供・学習相談事業	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。また、求めに応じ、市民及び市民グループなどの生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	1 (53)		通年（8月を除く） ←→											
4 市民・行政連携事業・ネットワーク	行政区・中学校区地域教育会議推進事業	行政区・中学校区における学校・家庭・地域の連携による教育への市民参加システムづくりとネットワークづくりを支援・促進し、地域の教育力の向上をめざす。	1 (一)	麻生区地域教育会議 ←→			通 年								教育のつどい、青空こども会議等	
	課題別連携事業	地域での子育てや福祉・環境・まちづくりなどの課題解決に協働して取り組むため、関係機関との連携による会議及び必要な事業を実施する。	1 (一)												子育てフェスタ 3月20日 ●	
	地域学習・文化団体連携推進事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体（サークル連絡会・文化協会・P T A等）とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上をめざす。	3 (一)	麻生市民館サークル連絡会 ←→			通 年			あさおサークル祭 6月8日～9日						
5 現代的課題対応学習事業	地域コミュニティ交流・学習事業	地域コミュニティの課題解決あるいは地域コミュニティの活動及び交流に係わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動及び交流に参加していけるよう支援する。	1 (一)	「ひとのわ」プロジェクト ←→			通 年								市民が安心して地域活動を始められるような居場所支援事業	
	現代的課題学習事業	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。	1 (45)			「デジタルカフェ」スタッフ養成講 ←→			デジタルカフェ（時期未定） ←→							

領域	事業名	事業内容	事業数 (予算)	実 施 計 画												
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
6 市民館学習環境整備事業	社会教育委員会議 麻生市民館専門部会	川崎市社会教育委員会議規則に基づいて行う。	1 (一)				第1回 7月31日		第2回 9月～10月		第3回 11月～12月		第4回 2月16日			
	刊行・広報活動	(1) 教文・市民館活動報告書、学習記録や調査研究報告書の作成を行い、学習活動や地域情報の蓄積と公開を図る。 (2) 生涯学習に関する情報を提供するため、市民館だより、ホームページなどの作成を行う。	1 (594)	市民館だより、 ホームページ	年6回(6月・8月・10月・12月・2月・4月) 通年										R6の活動報告書は教育文化会館がとりまとめぬ	
	情報機器等整備	総合教育センター視聴覚センターの市民への直接的な窓口として、教文・市民館で情報機器等の貸し出しを行う。	1 (一)	4～6月 R5活動報告書作成 11月～ R6活動報告書作成準備												

■生涯学習支援課の事業

事業名		事業内容	事業数 (予算)	実施計画												事業実施状況
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
麻生区生涯学習推進会議		川崎市生涯学習推進計画および麻生区生涯学習推進計画に基づき、麻生区生涯学習推進会議を設置し、区における生涯学習推進体制の整備や生涯学習事業の連絡調整を行い、麻生区の生涯学習を推進する。	千円 1 (一)	議題状況にあわせ、年度内の実施を検討												
麻生区課題対応学習事業	里地・里山保全推進事業	麻生区及び周辺地域の里地・里山保全活動を通し、自然や暮らしの歴史、文化等を継承し、次世代へつなぐための様々な活動を展開する。	1 (844)	カフェ藝・人材育成講座ほか 3月2日 2025里山フォーラム in麻生												
	麻生区多文化共生推進事業	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、地域の人的資源を活かしながら、異なる文化的、歴史的背景を持つ市民の人権が守られる感性豊かな地域、国際的な視点を持ったまちづくりをめざす。	1 (329)	虹ヶ丘地区外国人市民との「料理体験」イベント 7月11日 外国人市民との「防災訓練」を検討												

令和6年度 麻生市民館 工事等の実施計画

(令和6年10月8日現在)

工事名	内 容	予算 (千円)	実 施 計 画												事業実施状況
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
麻生市民館照明LED化工事	照明器具をLED化する工事。ESCO事業として実施。	工事のみ 41,932	← 令和6年9月末までに更新完了 →												機器の不足のため令和6年度の工事となった。工事完了後は業者が省エネの情報収集を行う。
麻生市民館高架水槽更新工事	高架水槽 更新工事									1/20～26貸館を停止して工事を実施する					
麻生市民館受水槽更新設計業務	受水槽 更新についての設計業務			←						令和7年度1月に更新工事を予定					
【軽易工事】冷却塔用メーター補修工事	給水量確認用メーター期限切れのため更新	204				↔									
【軽易工事】抽気タンク圧カセンサー補修工事	空調用冷温水発生機の部分的な補修	220			↔										
【軽易工事】3階入口フロアヒンジ補修工事	市民館3階入口扉の開閉不良補修	182						↔							

令和6年度 麻生市民館岡上分館 社会教育振興事業実施計画

(令和6年10月8日現在)

領域	事業名		事業内容	事業数 (予算)	実施計画													事業実施状況
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
2 市民自治基礎学習事業	世代別学習活動	シニアの社会参加支援事業 (入門コース)	シニア世代等を対象として、地域の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるように支援する。	1 (79)						「ウクレレを弾こう」							ウクレレを通じて地域活動や仲間づくりにつなげていくことを目的に実施する。 対象：概ね50歳以上の方を対象 定員：15名	
	子育て・共育学習活動	家庭・地域教育学級	子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援する。	1 (113)						「思春期と向き合う保護者のためのガイド」 10/6～12/8 (全5回)							思春期の子どもを持つ親の困りごとを新しい視点で学ぶことで家族のコミュニケーションを円滑にし、安心して子どもの成長を見守る親となることを目指す。 対象：小学生以上の子どもの保護者 定員：20名 9/1申込開始	
3 市民学習・市民活動活性化学習事業	市民自主企画事業		地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や、市民活動のネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と市民館が協働で実施する。	1 (100)						「ポッチャを通じたコミュニティづくり」16/29・28/31・39/21							誰もが一緒に楽しめるスポーツであることを知り、地域のコミュニティにつなげる。 定員：①230名、③24名	
	市民エンパワーメント事業	市民エンパワーメント研修	市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。	2 (79)					①「迫りくる災害に備える！リアル防災講座」 6/30～7/28 (全6回) 参加者延べ80名								①親子で地域の防災事情を学び、仲間との学びや体験を地域で伝え、生かすことにつなげる。 定員：10組 ②健康でいることが防災にもつながることを知り、災害への備えの意識を高める。 定員：20名 10/16申込開始	
		生涯学習交流集会	いきいきとした岡上分館を拠点とした社会教育の展開に向けた、意見交換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。	1 (18)												3月予定		
	学習情報提供・学習相談事業		市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。また、求めに応じ、市民及び市民グループなどの生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	1 (1)	通 年													
4 市民協働・市民学習ネットワーク	麻生区地域課題対応事業		生涯学習振興の視点から地域課題に対応した区役所費による事業の実施を行う。	1 (340)						「ファミリー体験学習in鶴見川」9/28 参加者：4組8名 ＊台風10号の影響や前日の大雨予報により、内容を変更して実施							河川における治水の仕組みや鶴見川流域を利用した体験学習を行う。 対象：区内在住・在学の小学3～6年生と保護者	

令和6年度 麻生市民館岡上分館 管理等に関する実施計画

(令和6年10月8日現在)

実施名	内 容	予算 (千円)	実 施 状 況													備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カーテン交換	集会室のカーテン交換（外したカーテンは傷みの激しい図書室のカーテンと交換）	392				カーテン交換 7/5										
談話室及び図書室の環境改善	談話室の利用方法を定めた運用と図書室のレイアウト変更や学習機能としての整備	0	談話室の利用方法を定めた運用													
			図書室のレイアウト変更・整備													
植栽管理業務	分館敷地内の樹木の剪定及び伐採	追加実施									敷地内の樹木の剪定				敷地内の樹木の生い茂った状態を改善するために実施	
旧空調機補給水槽撤去工事	使用されていない旧空調機の補給水槽が設置されたままとなっているため撤去工事を行う	補修工事 請負費の 定額予算 で対応									撤去工事					

教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱

(趣旨)

第1条 教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱（平成22年4月1日付け21川教生第857号）に基づき、教育文化会館・市民館・分館における社会教育振興事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 社会教育振興事業の実施内容については、別表に掲げるとおりとする。

(社会教育振興事業の実施)

第3条 社会教育振興事業の実施にあたっては、あらかじめ学習内容を綿密に検討の上、学習計画書（別記様式）等を作成するものとし、内容検討の際には、継続的な学習及び参加者相互の学び合いに配慮するものとする。

(講師謝礼額)

第4条 社会教育振興事業の実施にあたり、講師謝礼の支出が必要な場合には、別途定める社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に基づき支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 社会参加・共生推進学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
識字学習活動	川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学習を支援する。また、学習者と支援者（ボランティア）が共に学び合う関係づくりに配慮し、多文化共生社会の実現を目指す。	1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 回数：週1回程度（年間30～40回程度） 4 その他：ICTを活用して実施する場合は各館の計画による。
	【留意点】 ・「教育文化会館・市民館識字学習活動実施要綱」に基づき実施すること。 ・地区館は1事業以上実施すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・学習者の実態及びレベルに合わせて多様な学習方法を工夫すること。 ・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。 ・ICTを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
多文化共生サロン	外国人市民等が、互いの多様な文化を認め合いながら、地域の中で交流し、外国人市民等の主体的なつながりづくりの促進を図り、多文化共生社会の実現を目指す広場事業を実施する。	1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	【留意点】 ・実施は各館の計画によること。 ・川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に留意すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。 ・ICTを活用した取組に留意すること。	

識字 ボランティア 研修	川崎市地域日本語教育推進方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、識字学習活動に関わるボランティア等の資質向上に関する学習機会を提供することにより、多文化共生社会の実現を目指す。	1 対象:識字学習活動のボランティア及び関心のある市民 2 定員:20 人程度 3 時間:入門者向けの研修は 20 時間程度、経験者向けの研修は各館の計画による。 4 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	【留意点】 ・実施は各館の計画によること。 ・学習者とボランティアが共に学び合う関係づくりに配慮すること。 ・修了者のアフターケアや地域での日本語学習活動の広がりには配慮しながら学習計画を立案すること。 ・実習及び派遣を取り入れることも考慮すること。 ・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
社会人学級	様々な事情により十分に学習できなかった人及び学び直したい人を対象に、中学課程の学習領域で、国語、数学等の日常生活を送るために不可欠な基礎的知識と教養を学ぶ機会を提供し、学習者が共に学び合い、より主体的に生きることを目指す。	1 対象:15 歳以上 2 定員:20 人程度 3 回数:週 1 回程度 (年間 30 回程度) 4 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	【留意点】 ・全市で 1 事業実施すること。 ・学習計画の立案や運営に際しては、参加者間の学び合い等に配慮すること。 ・課外活動等を取り入れながら仲間づくりに配慮すること。 ・1 科目のみの参加も可とする。 ・学習者の主体性を活かした運営方法に配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。 ・業務委託による実施も可とする。	

障害者 社会参加学習活動	地域での体験活動、交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現を目指す。	1 対象：主に知的障害のある市民 2 定員：各館の計画による。 3 回数：月 1 回程度（年間 10 回程度） 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
障害者 ボランティア 研修	「障害者社会参加学習活動」のボランティア等に、障害者の理解、ボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供することにより、障害者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上を目指す。	1 対象：「障害者社会参加学習活動」のボランティアスタッフ及び関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は 1 事業以上実施すること。 ・市民のボランティア活動に留意すること。 ・障害者団体、福祉施設等との連携に配慮すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・各館の都合及び事業内容によって、対象を変えることができる。	

2 市民自治基礎学習事業		
[普遍的課題学習活動]		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
平和・人権・男女平等推進 学習	憲法及び教育基本法の理念に基づき、世界の平和並びに人権の尊重、性による差別及び人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造及び男女共同参画社会の形成を目指す。	1 対象：関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：20 時間程度（短期実施の場合には 10 時間程度） 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は 2 事業以上実施すること。 ・学習の企画運営を市民参画により実施するよう努めること。 ・平和、人権及び男女平等に関する学習機会をバランスよく提供できるように留意すること。 ・憲法及び同和問題の学習を考慮すること。 ・子どもの権利に関する学習を考慮すること。 ・平和人権教材（フィルム、ビデオ、図書等）の活用に配慮すること。 ・関連計画である川崎市人権施策推進基本計画に留意すること。 ・人権・男女共同参画室等関係機関との連絡及び調整に努めること。 ・男女の平等な参加に配慮すること。 ・保育活動に配慮すること。 ・学級形式に限らない多様な学習形態を工夫することにより、広く市民が参加できるように配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
[世代別学習活動]		
青少年教室事業	小学生、中学生、高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。	1 対象：小学生、中学生、高校生等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は「成人教室事業」と合わせて 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・多くの青少年が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・対象については、就学者のみに限定せず、広く青少年が参加できるように配慮すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

成人教室事業	成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。	1 対象：概ね 18 歳以上の市民 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は「青少年教室事業」と合わせて 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・成人初期の課題、就労者等の地域参加等の課題に留意すること。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
シニアの社会参加支援事業	シニア世代等を対象として、地域の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験、知識及び多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。	1 対象：概ね 50 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・対象については、定年退職者のみに限定せず、広くシニア世代の人々が参加できるよう配慮すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
高齢者セミナー	高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。 また、学習を通じた、生きがいづくり及び健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための支援をする。	1 対象：概ね 65 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・修了後の仲間づくりに配慮すること。 ・関係機関との連携に配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

〔子育て・共育学習活動〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
家庭・地域 教育学級	子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭及び地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援する。	1 対象：子どもを持つ親及び関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：20 時間程度（短期実施の場合には 10 時間程度） 4 その他：ICT を活用して実施する場合は各館の計画による。
	〔留意点〕 ・地区館は 1 事業以上実施すること（短期実施の場合、2 事業以上）。分館は短期実施を 1 事業以上すること。 ・学齢期の子を持つ親を対象とした事業にも留意すること。 ・父親が参加しやすい学級づくりに配慮すること。 ・子育ての性別役割分業の払拭に関する学習課題を考慮すること。 ・子どもの人権に関する学習課題を考慮すること。 ・子どもの成長段階に応じた学習に配慮すること。 ・市民館以外の地域の施設を会場にした開催に配慮すること。 ・ICT を活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
市民館 保育活動	親等の学習活動への参加を促進し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。	1 対象：各館の計画による。 2 定員：各館の計画による。 3 回数・時間：併設事業に準じる。
	〔留意点〕 ・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。 ・子どもの安全確保を図ること。 ・保育に係わる職員の配置に配慮すること。 ・保育活動を安全かつ適切に行うため、保育室の環境整備に配慮すること。	
保育 ボランティア 研修	子育てを支援する保育ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、地域で支え合う子育ての環境醸成を図る。	1 対象：市民館保育ボランティア及び関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：ICT を活用して実施する場合は各館の計画による。
	〔留意点〕 ・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・保育活動未経験者等を対象とした入門コースも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・ICT を活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

〔家庭教育推進事業〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
各区家庭教育推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、各区において、地域や家庭の教育力向上に向けた協議及び事業実施を行う。	1 構成：区ＰＴＡ協議会、校長会、行政区地域教育会議、教育文化会館及び市民館 2 事務局：教育文化会館及び市民館
	【留意点】 ・「川崎市家庭教育推進連絡会要綱」に基づき実施すること。	
ＰＴＡ家庭教育学級講師派遣	子どもの理解、親の役割、家庭環境及び家庭教育に関する地域における諸課題等についてＰＴＡが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた、学校、家庭及び地域の連携による学習活動の振興を図る。	1 対象：市ＰＴＡ連絡協議会、区ＰＴＡ協議会及び単位ＰＴＡ等 2 定員：各ＰＴＡ等の計画による 3 回数：各ＰＴＡ等の計画による
	【留意点】 ・「ＰＴＡ家庭教育学級講師派遣実施要領」に基づき実施すること。	
子育て支援啓発事業	地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の作成及び配布、保護者同士の交流を図るための集会等の開催を行う。	各館の計画による。
	【留意点】 ・実施は各館の計画によること。 ・子育て支援を推進している関係機関との連携に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン事業、デジタル資料の配信等の取組に留意すると。	
家庭教育支援講座	より多くの保護者が家庭教育について学ぶことができるように、多様な主体と連携して家庭教育に関する気軽に参加しやすい学習機会を提供し、子どもを持つ親の親として市民としての学びを支援する。	各館の計画による。
	【留意点】 ・実施は各館の計画によること。 ・これまで教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業への参加経験のない市民が気軽に参加できるよう、内容及び実施方法に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

3 市民学習・市民活動活性化学習事業

[市民自主学級]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民自主学級	市民と各館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動及び市民活動を活性化する。	各館の計画による。
	[留意点] 「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。 - 各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。 - 学級開設の各段階において、学級を開設する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。 - 契約手続きは適切に行うこと。	

[市民自主企画事業]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民自主企画事業	地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習及び文化芸術の振興や、市民活動のネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と各館が協働で実施する。	各館の計画による。
	[留意点] 「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。 - 各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。 - 事業実施の各段階において、事業を実施する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。 - 契約手続きは適切に行うこと。	

〔市民エンパワーメント事業〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民 エンパワーメント 研修	市民活動及びボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活、地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。	1 対象：市民活動、ボランティア活動等に関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。
	〔留意点〕 ・各館で1 事業以上実施すること。 ・学習成果が広く市民の生涯学習及び市民活動に結びつくよう配慮すること。 ・市民の生涯学習を企画及びコーディネートする人材の育成に配慮すること。 ・分館のみ保育ボランティア研修の内容での実施を可とする。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
市民講師事業	地域の生涯学習における、「教え、学び合う」場づくりを目指し、様々な分野において豊富な経験、資格、技術等を持っている市民が、「市民講師」として活躍できるよう育成及び支援を行う。	各館の計画による。
	〔留意点〕 ・地区館は1 事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。 ・講師として必要な知識、技能等を学ぶための育成講座、研修事業等を実施すること。 ・座学だけでなく実習の実施等、実践に向けた学習に留意すること。 ・地域人材育成等を行っている川崎市生涯学習財団等の関係団体との連携に留意すること。 ・市民講師を活用した講座等の実施等、活動のきっかけづくりに留意すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
「地域の寺子屋事業」に関する研修等事業	「地域の寺子屋事業」に参画し、開設、運営等をコーディネートする市民の育成及び支援を目的とする研修等を実施する。	1 対象：「地域の寺子屋事業」に関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。
	〔留意点〕 ・「地域の寺子屋事業」の事業所管と協働で取り組むこと。 ・地域の寺子屋事業に関する研修等実施要領に基づき実施すること。 ・「寺子屋先生スキルアップ研修」及び「寺子屋情報交換会」を、地区館が全館で連携し、南部、中部及び北部での実施等、全市で各3 事業以上実施すること。 ・既設の地域の寺子屋との連携に留意すること。 ・地域教育会議、ＰＴＡ、その他関係する市民団体等、地域団体等との連携に留意すること。	

リカレント教育推進事業	市民の学び直しの学習機会を提供することにより、市民自身が生涯にわたり学び続けていく自己啓発活動等の促進を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・専門性の高い文化教養学習及び技能技術の向上につながる学習のきっかけとなるよう留意すること。 ・かわさき市民アカデミー、川崎市生涯学習財団等の関係機関との連携に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
ＰＴＡ活動 研修	子どもの健やかな成長を支えるＰＴＡ活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区及び行政区の特色を生かしたＰＴＡ活動の活性化を図る。	１ 対象：ＰＴＡ役員、委員及び会員 ２ 定員：各館の計画による。 ３ 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・地区館で実施すること。 ・ＰＴＡ活動に結びつく研修とすること。 ・地域の教育力を高めることに配慮すること。 ・区Ｐ協との連携を図ること。 ・子どもの人権に関する学習を考慮すること。 ・外国人教育基本方針に関する学習を考慮すること。 ・父親の育児参加に関する学習を考慮すること。 ・ＰＴＡ活動への外国人会員の参加を促すよう配慮すること。	
生涯学習 交流集会	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた、意見交換、成果発表等の交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は１事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。 ・市民館事業参加者及び自主的に行っている活動がこの集会で報告できるよう配慮すること。 ・専門部会委員の参画に配慮すること。 ・イベントを実施するにあたっては市民の参画に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	

〔表現・舞台活動支援事業〕		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
表現・舞台活動 支援事業	大ホール、大会議室等を活用した、様々な手法による市民の主体的で自由な表現・舞台活動を育成及び支援し、市民による地域に根ざした文化芸術の創造を図る。	各館の計画による。
	〔留意点〕 ・『教育文化会館・市民館「表現・舞台活動支援事業」実施要綱』及び各館実施要領に基づき実施すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・公募による企画委員会又は実行委員会の設置に努めること。 ・活動の成果を市民に公開(発表)すること。 ・事業で創作された作品に関する著作権の帰属とその使用について、関係者と十分に協議を行うこと。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	
〔学習情報提供・学習相談事業〕		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
学習情報提供・ 学習相談事業	市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報及び市民活動情報を収集し、整理し、適切な形で公開し、提供する。また、求めに応じ、市民、市民グループ等の生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	各館の計画による。
	〔留意点〕 ・全館で実施すること。 ・公的情報に限定することなく、市民の自主活動情報等、幅広い情報を対象とすること。 ・情報収集に当たっては、分野別、テーマ別等の分類及び整理に努めること。 ・個人情報の適切な維持管理に注意すること。 ・相談しやすい雰囲気づくり及びスペースづくりに配慮すること。 ・関係機関との情報共有を図ること。 ・長期的な視野で学習相談体制構築を目指すこと。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	
学習相談 ボランティア 研修	市民館学習相談ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援推進を図る。	各館の計画による。
	〔留意点〕 ・実施は各館の計画によること。 ・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

4 市民・行政協働・ネットワーク学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
行政区・中学校区 地域教育会議 推進事業	子どもがいきいきと育ち、大人も楽しく学べるまち、ひいてはあらゆる人々が共に生きる地域社会を目指す行政区及び中学校区地域教育会議の活動を支援及び促進するとともに、連携及び協働を進めながら地域の教育力の向上を目指す。	各地域教育会議の計画による。
	【留意点】 ・「地域教育会議事業実施要綱」に留意すること ・地域学校協働活動を中心的に推進する立場としての中学校区地域教育会議の位置付け並びにその活動を支援及び補完する行政区地域教育会議の役割に留意すること。 ・子ども会議の活動促進に留意すること。	
課題別連携事業	地域での子育て、福祉、環境、まちづくり等の課題解決に協働して取り組むため、関係機関及び団体との連携による会議並びに必要な事業を実施する。	各館の計画による。
	【留意点】 ・「課題別連携事業実施要綱」に留意すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・必要に応じて市民参画に配慮すること。	
学社融合 推進事業	地域社会と学校との連携及び融合の在り方について今後のあるべき姿を探るため、その課題について実践的な調査、研究等を行う。	各館の計画による。
	【留意点】 ・実施は各館の計画によること。 ・区教育担当との連携に配慮すること。	
地域学習・文化団体 連携支援事業	市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指すため、地域の学習活動を推進している学習及び文化団体（サークル連絡会・文化協会・P T A等）への支援並びに相互の連携に向けた支援を行う。	各館の計画による。
	【留意点】 ・団体の求めに応じた助言、団体相互の連絡及び調整、団体のリーダー育成及び活用等の支援を適宜行うこと。 ・実施は各館の計画によること。 ・共催事業として実施する場合については、「川崎市教育委員会事務局関係事業に係る共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づくこと。	

5 現代的課題対応学習事業		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
地域コミュニティ交 流・学習事業	地域コミュニティの課題解決あるいは地域コミュニ ティの活動及び交流に係わる学習機会を提供し、市 民自らが地域の課題解決や活動及び交流に参加して いけるよう支援する。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・各区の地域性を生かすこと。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な 学習形態を工夫すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンラインでの交流、学習、情報発信等の取組に留意すること。	
現代的課題 学習事業	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、 今を生きる市民の学習を支援する。	各館の計画による。
	[留意点] ・地区館は1事業以上実施すること。 ・具体的な課題に結びついた学習及び方法に努めること。 ・他の社会教育振興事業には参加しづらい市民等が参加できるよう、学級形式に限らず集 会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
6 教育文化会館・市民館学習環境整備事業		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
専門部会	川崎市社会教育委員会議規則に基づいて行う。	※館における各種の事業の企画実 施について調査審議を行う。
刊行・広報活動	(1) 教育文化会館・市民館活動報告書、学習記録及 び調査研究報告書の作成を行い、学習活動及び地 域情報の蓄積と公開を図る。 (2) 生涯学習に関する情報を提供するため、館だよ り、ホームページ等の作成を行う。	各館の計画による。
	[留意点] ・ＳＮＳ等を活用した情報発信などの取組に留意すること。	
情報機器等 整備	総合教育センター視聴覚センターの市民への直接 的な窓口として、教育文化会館及び市民館で情報機器 等の貸出しを行う。	1 期間：通年 2 対象：視聴覚登録団体
	[留意点] ・情報機器とは、川崎市視聴覚ライブラリー機材一覧による機器を指す。	

別記様式

年度 ○○市民館 □□□□学級 学習計画書							
○主 題 _____							
○学習の目的 _____							
○期 間 _____ ~ _____ ○時 間 _____ ~ _____							
○対 象 _____ ○会 場 _____							
回	開催日 (曜)	学習課題	学習内容	学習のねらい	学習方法	講師・指導者 など	謝礼

(案)

令和 6 年度 第 1 回川崎市社会教育委員会会議麻生市民館専門部会 摘録

■日時 令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 午前 1 0 時 5 分～午後 0 時 3 分

■出席委員 川崎市麻生中学校長 金子 三弘
麻生区文化協会副会長 横川 博行
麻生区地域教育会議議長 井上 俊夫
麻生市民館サークル連絡会 平出 圭子
麻生区町会連合会常任理事 岡倉 進
市民委員 濱田 富美恵
市民委員 田澤 梓
和光大学現代人間学部非常勤講師 角田 季美枝
麻生区 P T A 協議会副会長 前村 嘉昭

■事務局 麻生市民館 土屋館長、社会教育振興係 松本係長、齊藤課長補佐、管理担当 内藤係長
麻生市民館岡上分館 相澤分館長

■傍聴者 2 名

■議事等

1 役員の選出

事務局（松本係長）

役員選出前に委員の皆さんに確認させていただきたく、提案します。

資料 4 に「令和 4 ・ 5 年度報告書」がありますが、取りまとめに多くの労力がかかり委員及び市民館の負担となっている。麻生市民館運営審議会から専門部会に移行した際に報告書は義務化から任意になっているが、今まで作成してきた経緯がある。

同様の報告書を作成していく場合、負担が多くかかってしまうため、初めに方向性を皆さんに確認させていただきたい。なお、教育委員会に報告書の作成が義務ではないことを確認している。

事務局（土屋館長）

資料 3 に川崎市社会教育委員にかかる条例・規則がありますが、規則第 6 条に専門部会に関する記載があります。第 8 号に「専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。」とありますが、これについては、専門部会の資料及び会議録を開催の都度教育委員会を経由して市社会教育委員会に報告しており、資料 4 の報告書作成は義務とはなっていません。参考ですが、他の市民館の状況では、報告書の作成は宮前市民館、幸市民館の 2 館と聞いています。

角田委員

教育委員会から、報告書を作成しなくてもいいといわれているのか。幸・宮前市民館の報告書

作成理由を聞いているか。中原・高津市民館が報告書を作成しないのは指定管理導入と関係があるのか。について確認したい。

事務局（土屋館長）

教育委員会に対し資料4のような報告書作成については必ずしも必要はないと確認している。他の市民館の状況について、報告書作成の有無を聞いただけで、判断に至った状況は確認していないが、専門部会の中で委員と協議の上、方向性を確認した。と聞いている。

岡倉委員

報告とは具体的にどうしているのか。

事務局（土屋館長）

専門部会の資料と摘録を教育委員会に提出し、各館のものをまとめて市社会教育委員会議に提出し、承認を得ている。

角田委員

令和4・5年度は市民館の利用促進策として、中庭の活用をテーマに選定している。

岡倉委員

生涯学習と社会教育の違い、テーマをいくつ設定すべきか説明いただきたい。

事務局（松本係長）

生涯学習という大きな範囲の中に社会教育が入っている。市民館の管理・運営には多くの課題が考えられるが、限られた開催回数で全てを審議することは困難なため、専門部会ではテーマをある程度しぼっていただき、協議していただきたい。

角田委員

専門部会の活動は市民に伝わっていない。これまで会議録も公表していなかったが、公開するよう何度もお願いしたところ、やっと（川崎市の社会教育委員会議の）ホームページに掲載されるようになった。報告書はまだ公開されていない。図書館にも収蔵されていない。報告書がなくなると、専門部会の活動がわからなくなってしまう。

前村委員

そもそも報告書を作成する目的は

事務局（松本係長）

市民館の管理運営の参考とするとともに、市社会教育委員会議に報告される。なお、公表の仕方は他の市民館のものと併せて資料の中でとなっている。

前村委員

意見を伺っていると、「報告書の作成をどうしていくか」と「報告書をどう活用していくか」の2つの意見が混在している。

井上委員

専門部会では、これまで審議する時間と報告書を作成する時間を確保していたが、報告書作成時間を確保すると審議時間が減ってしまう。結果を残す必要はあるが、いままでどおりの成果物を作成するかは検討が必要と思う。

角田委員

令和4・5年度報告書が分厚いのは、勉強会の報告があるから。勉強会は定例会とは別の時間

で開催した。報告書の勉強会の部分は私が書き、みなさんや事務局に確認いただいた。市民館の利用促進についての内容については、担当職員の方がほとんど書いて、委員で確認した。委員のみなさんが書かれたのは、テーマに対する思い、編集後記。部会長には「はじめに」と「おわりに」を書いていただいた。報告書作成について、前期参加者の意見はいかがか。

横川委員

報告書作成に多くかかわってはいないが、指定管理導入に多くの時間を要し、本来の市民館に関する議論があまりできなかったと思う。

濱田委員

前期は有効活用と指定管理導入の2つの内容であった。活動する中で多くの勉強ができたと思っている。今、テーマも決まっていない中で報告様式については何ともいえない。

田澤委員

報告書いう形で記録を残すことは必要であるが、今までの形式にする必要は無いと思う。

報告書は市社会教育委員会議のみではなく、広く市民に伝えられるような広報を考えていく必要があると思う。

事務局（松本係長）

今後テーマを決め、テーマによって何らかの報告書を作成するという事でよいか。

岡倉委員

調査・審議するのであれば、報告書を作成することは当然である。テーマは1つにするのか。

事務局（松本係長）

報告書は審議内容を委員が作成するものです。テーマ設定はいくつでもよく、今までは、各回の専門部会終了後に市あて報告していたものをまとめて作成していました。

前村委員

部会長、副部会長の役割は

事務局（内藤係長・松本係長）

主な役割は部会の進行です。専門部会は市民館が取り仕切ったり、意見を出したりする場ではなく、専門部会委員が独立して運営しています。

これまでの報告書では、部会長が執筆する部分が多くなっていました。

井上委員

利用しやすい市民館にすることが役割である。

前期の報告書については、3階に学習スペースがあるが、以前はチラシラックがあるだけであった。中庭をもっと多く活用できればということで前期に協議してまとめたものである。

報告書は必要である。

角田委員

報告書は作成するという方向で、内容・まとめ方はテーマを決めてから検討することはいかがか。

事務局（土屋館長）

前回の報告書はページ数が多くなっているが、過去は数ページのものもあった。

専門部会は年4回、実質4・5回の開催でまとめていくということではないか。

井上委員

専門部会の活動を市民に伝えていく方法としては、まずは「市民館だより」ということになると思う。

事務局（松本係長・土屋館長）

これまでの協議を踏まえて部会長、副部会長を選出いただきたい。なお、規則により委員の互選で願います。

＊前期の状況を理解している人が好ましい、ジェンダーバランスも考慮等の意見があり選出された。

部会長・井上委員、副部会長・濱田委員を選出

井上委員（部会長あいさつ）

今まで当たり前という感じで報告書を作成してきたが、今回、委員の顔ぶれもだいぶ変わったので、形式にとらわれずに報告について考えていきたい

2 議事

（1） 令和4・5年度麻生市民館専門部会報告書について

事務局（内藤係長）

市民館の利用促進というテーマで、中庭の有効活用として一箱古本市、指定管理制度について協議しました。

（2） 令和5年度利用状況及び事業報告について

事務局（内藤係長）

資料5「令和5年度教育文化会館・市民館活動報告書」により、施設利用状況、社会教育振興事業の概要について報告

施設利用状況では、令和3年度は新型コロナウイルスの影響で利用が少なかったが、令和4年度・5年度は回復してきている。

[川崎市教育委員会：令和5（2023）年度教育文化会館・市民館活動報告書（city.kawasaki.jp）](http://city.kawasaki.jp)

（3） 令和6年度の主な事業について

事務局（内藤係長、松本係長、相澤分館長）

資料6－1、2により事業計画及び施設整備計画概要を説明。未確定な事業については掲載していない。

岡倉委員

前期報告書で中庭の有効活用があげられているが、令和6年度事業のどこかに反映はされているのか。

事務局（松本係長）

本年度「ひとのわプロジェクト」事業を開始した。その中でオカリナを取り上げたが、視聴覚室を利用したところ、市民館利用者の目に触れることがないため、参加者が少なかった。実施場所として中庭を活用できないか検討している。中庭は隣接住民の騒音対応も検討が必要であるが、利用する方向で検討している。

岡倉委員

市民館事業を実施する基準はあるのか
事務局（松本係長）

市の要綱で資料3の左側にある領域ごとに定められています。

岡倉委員

「市民自主事業」と「ひとのわプロジェクト」の違いはどうなっているか
事務局（松本係長）

市民自主事業は提案された事業について専門部会で選考のうえ、実施にあたっては市民館が委託して事業を実施している。ひとのわは独自で事業をいただくものとなっている。

岡倉委員

市民自主の提案者で落選したところについて、ひとのわの案内をすべきと考えます。

（４） 令和6・7年度協議テーマの選定について

井上部会長

委員が思うものがあれば発言いただき、次回以降の専門部会で検討したい。

金子委員

教員ということで子どもに関すること。中学校の授業の中で総合的科目、社会科で地域を知るというものがある。ギガ端末を利用した街の調査なども行っている。麻生中学校では昨年度、子ども達が調査した内容を区長に報告している。

平出委員

中庭・野外ステージの利用について。野外ステージは暗く利用しづらい。

報告書が市民に見えるような対策

横川委員

文化協会としては文化の承継が必要と考えている。市民館事業の中に「20代から50代の方の俳句基礎講座」があるが、世代をつなぐ事業など

岡倉委員

生涯学習相談を利用したことがあるが、案内が少し弱いと感じた

ホールのプロジェクターについて

濱田副部長

皆さんの話を聞いて、未だに多くの課題があると感じている。

田澤委員

30代から50代の参画はまだ少なく感じている。その年代を取り込めること、また、子どもと一緒にできる活動

角田委員

指定管理を知る調査。指定管理制度が導入されて20年。いろいろ問題がでている。麻生区の市民館・図書館への指定管理者制度導入は6月議会で確定となった。近隣の自治体あるいは川崎市で長年指定管理を導入しているところ、こども文化センターなどへの調査ができればいいのではないか。

また、専門部会や市民館の活動についての伝え方を考えることも必要。現在、ネット社会で市民の活動もいろいろある。

もうひとつ。令和４・５年度報告書の「今後の展開について」の各委員の意見も参考にしてほしいので、読んでほしい。

前村委員

市民館の活動について今まで知らなかった。市民館をどうやって市民に広報していくか。実施事業をどうやって伝えていくか。

子ども達、ハブになれる施設、多文化、ひとのわをもっと広げていく検討

井上部会長

自分の意見は次回にさせていただく。

皆さんの意見を参考に、次回にテーマについて検討することとします。

(５) その他

事務局（内藤係長）

今回の専門部会候補日について資料に併せて配付していますので、事務局あて提出ください。

以上